

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

（1）インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「絶滅確定で劣等民族wwwwww」（事案番号1）
- ・「●●人（特定の民族名）こそ駆除すべき害虫だ」（事案番号2）
- ・「なんで国に帰らないの？」（事案番号3）
- ・「帰国しろよ」及び「強制的に、船にのせて良い」（事案番号4）
- ・「ゴミはゴミ箱に在日は●●（特定の地域名）に」（事案番号5）
- ・「有無を言わず祖国に強制送還」（事案番号6）
- ・「「祖国へ帰れ」日本人だけじゃなく世界の共通願望だよ」（事案番号7）
- ・「祖国に帰ってあげましょう」（事案番号8）
- ・「◆◆（特定の国名）で幸せに暮らしてね？」（事案番号9）
- ・「出ていけって言われるのは当たり前」及び「日本にいらねーよこんな奴ら」（事案番号10）
- ・「生まれて来なければいいのに」（事案番号11）
- ・「外からやってきて この国が嫌いだというなら 帰ればいいんだよ」及び「嫌なら帰ればいい」（事案番号12）
- ・「日本人なら誰もが祖国に帰って思うだろう」（事案番号13）
- ・「「お願いですから帰ってください」ならいいのかな？」（事案番号14）
- ・「お引き取りください で十分かと」（事案番号15）
- ・「「祖国へ帰れ」「差別の当たり屋」等は事実」（事案番号16）

- ・「お願いですから帰ってください、このとおりです」(事案番号17)
- ・「日本で被害を受けている外国人は日本から逃げればよい」(事案番号18)
- ・「「帰れ」じゃなくて、地上の楽園に「行け」でいいんじゃないね こんな地上の地獄みたいな日本にいるより、地上の楽園に行ったほうが幸せだよ」(事案番号19)
- ・「帰れよ」(事案番号20)
- ・「□□人(特定の人種)の外人なんて発見次第収容所送りか銃撃すべきだと思うが」(事案番号21)
- ・「嫌ならさっさと死ねよバカ×××(特定の民族の蔑称)」(事案番号22)
- ・「差別が嫌なら帰ればいいのに なんで寄生してんの？」(事案番号23)
- ・「良いから帰れよ」(事案番号24)
- ・「在日●●人(特定の民族名)の問題は、いつも「帰れ」に関するものである」(事案番号25)
- ・「帰れや」(事案番号26)
- ・「治安を維持するための法律を発令して×××(特定の民族の蔑称)駆除」(事案番号27及び28)
- ・「嫌なら半島へお帰り」(事案番号29)
- ・「帰れ」(事案番号30及び31)
- ・「腐れ◆◆人(特定の民族名)は日本から出ていけよ」(事案番号32)
- ・「早く徹底的な▲▲▲▲(特定の民族の蔑称)狩りが必要」(事案番号33)
- ・「3世でしがみついているのは寄生虫そのものだろ 帰るべきだし、言われても仕方ないだろ」(事案番号34)
- ・「「お引き取りください」とか「お引き取り願います」とかは言うけど」(事案番号35)
- ・「今後二度と差別を受けることがないように日本から出ていき」及び「日本から出ていくべき」(事案番号36)
- ・「帰ればええやんマジで・・・」(事案番号37)
- ・「在日がいなくなれば、差別がなくなるよ」(事案番号38)
- ・「被害者気取りの★★×××(特定の民族の蔑称)猿は最低の嘔吐き★★×××(特定の民族の蔑称)猿」(事案番号39)
- ・「なぜしつこく日本にしがみつくだよ! 帰れよ!」及び「すぐ祖国に帰ればいいんじゃないの?」(事案番号40)
- ・「ゴミ■◇◇◇◇■△△△(特定の民族を誹謗中傷する表現)」及び「ゴミ■◇◇◇◇(誹謗中傷する表現)は●●●●(特定の地域名)で帰るか、今すぐ氏ね」(事案番号41)
- ・「なんで安全で差別のない◆◆(特定の国名)に帰らないの?W」(事案番号

42)

- ・「嫌なら日本から出て行け！！（事案番号43）
 - ・「問答無用で送り返さない」と（事案番号44）
 - ・「死刑」（事案番号45）
 - ・「国籍国へ帰れなら良いのか？ もしくは犯罪者の息子は帰れとかw」（事案番号46）
 - ・「さっさと国へ帰れ」（事案番号47、48及び50）
 - ・「半島へおかえりになってはいかがですか？」（事案番号49）
 - ・「ゴミ■◇◇◇◇■△△△（特定の民族を誹謗中傷する表現）はとつとと●●●●（特定の地域名）に帰れ」及び「馬鹿なの？ 馬鹿×××（特定の民族の蔑称）なの？」（事案番号51）
 - ・「文句があるなら国籍国に帰れ」（事案番号52）
 - ・「嫌なら日本から出て行けばいいじゃないか」（事案番号53）
 - ・「嫌なら祖国に帰ればいい」（事案番号54）
 - ・「国外追放させられる法も作るべき」（事案番号55）
 - ・「さっさと帰り晒せボケ」（事案番号56）
 - ・「不法入国者とその一味を即刻強制退去だよな！」（事案番号57）
 - ・「国籍国へお帰り頂けばいいだけの話ですねwww」（事案番号58）
 - ・「世界最悪レベルの人種差別主義者腐れ●●●人（特定の民族名）」（事案番号59）
 - ・「ヘイトニダと喚く◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）」（事案番号95）
 - ・「帰って祖国に言え」（事案番号96）
 - ・「帰れよ△△△野郎（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号97）
 - ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）は日本から出て行け！！」（事案番号98）
 - ・「日本国籍を持たない●●●・◆◆◆人（特定の民族名）の居住区を●●●●（特定の地域名）に限定する●●●人（特定の民族名）隔離条例か！」（事案番号99）
 - ・「差別がいやなら帰国か帰化しろよ」（事案番号100）
 - ・「気に入らないなら、お国に帰ればいいのに」（事案番号101）
- (2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ・「そんなに嫌なら誇らしい祖国に帰れよ」（事案番号60）
 - ・「犯罪者は強制送還が妥当だ、帰れと言われないようにするのが筋だと思うぞ」（事案番号61）

- ・「祖国に帰れw」（事案番号62）
 - ・「祖国に帰れ」（事案番号63）
 - ・「すみやかに母国に帰してあげるべき」（事案番号64）
 - ・「帰国しろよ」及び「強制的に、船にのせて良い」（事案番号65）
 - ・「ゴミはゴミ箱に在日は●●（特定の地域名）に」（事案番号66）
 - ・「有無を言わず祖国に強制送還」（事案番号67）
 - ・「汚らしい奇形生物○○○○○（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号68）
 - ・「日本国から在日どもを絶滅させてほしいわ」（事案番号69）
 - ・「在日●●人（特定の民族名）の問題は、いつも「帰れ」に関するものである」（事案番号70）
 - ・「日本国籍のない不法滞在者に「祖国にお帰りください」ということの何がおかしいのか説明してほしいわ」及び「義務も果たさず権利だけを声高に叫び日本を食い物にしてる外国人が「祖国に帰れ」と言われるのは当然のこと」（事案番号71）
 - ・「「半島へ行け」！ 此れならイイか」（事案番号72）
 - ・「死ね」（事案番号73）
 - ・「帰れや」（事案番号74）
 - ・「嫌なら帰国すればいい」（事案番号75、77及び83）
 - ・「帰国すればいいだけだよな」（事案番号76）
 - ・「嫌なら帰れ！」（事案番号78）
 - ・「嫌なら帰れ」（事案番号79及び84）
 - ・「過去に帰国事業あったら。何故帰らなかった」（事案番号80）
 - ・「嫌なら日本から出て行けばいい」（事案番号81）
 - ・「嫌なら帰国すればいいんだよ」（事案番号82）
 - ・「嫌なら出て行け」（事案番号85、87、88、89及び90）
 - ・「在日■◆猿（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号86）
 - ・「帰国すればいいんだよ」（事案番号91）
 - ・「帰国だ」（事案番号92）
 - ・「日本以外の国に行けば良い」（事案番号93）
 - ・「しゃべる言葉は 嘘 詐欺 乞食のどれか」及び「屑」（事案番号94）
- (3) インターネット上のブログサイト「FC2ブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「帰って祖国に言え」という表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- (4) インターネット上の電子掲示板「爆サイ．com」へ、特定の市民等を対

象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「日本から出て行け！この◎◎◎◎（誹謗中傷する表現）犯罪者民族が！」及び「バカ野郎！死ね！」（事案番号１０３）
- ・「しね・くたばれ・きえろ・失せろ」、「下等の種族・劣等の種族」、「下等生物」など（事案番号１０４）

２ インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記１（１）から（４）までに記載のとおり

３ 拡散を防止するために講じた措置

- （１）上記１（１）の表現を含む投稿について、「５ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- （２）上記１（２）の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。
- （３）上記１（３）の表現を含む投稿について、「ＦＣ２ブログ」を運営するＦＣ２，Ｉｎｃ．に削除を要請した。
- （４）上記１（４）の表現を含む投稿について、「爆サイ．ｃｏｍ」の運営者（運営者非公表）に削除を要請した。

４ 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和６年６月１０日

５ その他

- （１）上記１（１）から（４）までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- （２）公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。